

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 63 ~ H 89 (最長 90 年間)														
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和 63 年度契約地	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター														
事業の概要・目的	<p>北海道勇払郡厚真町外 28 市町村の、民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：契約件数 42 件、植栽面積 1,154ha ・総事業費：4,314 百万円（平成 15 年度の評価時点：4,946 百万円） 																
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	<p>平成 20 年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>7,886 百万円</td> </tr> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>7,181 百万円</td> </tr> <tr> <td> 水源かん養便益</td> <td>4,860 百万円</td> </tr> <tr> <td> 山地保全便益</td> <td>2,561 百万円</td> </tr> <tr> <td> 環境保全便益</td> <td>260 百万円</td> </tr> <tr> <td> 木材生産等便益</td> <td>14,863 百万円</td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>1.88</td> </tr> </table> <p>分析結果 (B / C)</p>			総費用 (C)	7,886 百万円	総便益 (B)	7,181 百万円	水源かん養便益	4,860 百万円	山地保全便益	2,561 百万円	環境保全便益	260 百万円	木材生産等便益	14,863 百万円	計	1.88
総費用 (C)	7,886 百万円																
総便益 (B)	7,181 百万円																
水源かん養便益	4,860 百万円																
山地保全便益	2,561 百万円																
環境保全便益	260 百万円																
木材生産等便益	14,863 百万円																
計	1.88																
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>関係道県における民有林の未立木地面積は、平成 2 年：80,850ha から平成 14 年：120,177ha と増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。</p> <p>また、関係道県における私有林の不在村者所有森林面積は、平成 2 年：883,183ha から平成 17 年：986,179ha と増加傾向にあり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。</p>																
事業の進捗状況	<p>広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、植栽面積の 1 % である。</p> <p>適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。</p>																
関連事業の整備状況	<p>当該事業実施地区のうち、7 % が最上川水系上郷ダム、北上川水系田瀬ダム等に係る流域（集水区域）内に位置しており、40 % が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。</p>																
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	<p>植栽地は周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方は機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。</p>																
事業コスト縮減等の可能性	<p>今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。</p>																
代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>																
第三者委員会の意見	<p>森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。</p>																
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を行った結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 <p>事業の実施方針 事業を継続する。</p>																

総便益 (B) の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。